

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

高松信用金庫 宛

私（申込人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ）は、次の（１）の各号のいずれかに該当し、もしくは（２）の各号のいずれかに該当する行為をし、または（１）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴金庫との取引が停止され、または貴金庫の通知により貴金庫との取引が解約されても異議を申しません。また、取引の停止または解約により損害が生じた場合にも、一切私の責任といたします。

（１）貴金庫との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者
- ④暴力団準構成員
- ⑤暴力団関係企業
- ⑥総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
- ⑦その他前各号に準ずる者（以下、①から⑦に該当する者をあわせて「暴力団員等」という。）
- ⑧以下のいずれかに該当する者
 - （イ）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （ロ）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （ハ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （ニ）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （ホ）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（２）自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

以上